

とちかおくちょうさし
こんなとき！土地家屋調査士の出番です。

境界や面積を知りたいとき

境界を調査・確認し、現地を測量して面積を調べます。
 (調査・測量)



新築したとき

建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。
 (建物表示登記)



増築したとき

建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。
 (建物表示変更登記)



建物

分筆したいとき

相続・贈与・または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。
 (分筆登記)



土地

宅地に変更したとき

登記簿の地目を宅地に変更します。
 (地目変更登記)



建て替えをしたとき

古い建物を取り壊して、新しく建物を建築したとき。
 (建物滅失登記→建物表示登記)

